

「山口県建築物耐震診断等評価委員会」の体制及び運営について

委員会の運営について

- (1) 委員会の開催予定は、原則として1回／2ヶ月とする。
- (2) 開始時間は、原則として13時からとする。評価件数が多い場合は、別途考慮する。
なお、開催案内（開催日、開催場所、時間等）は、事務局より事前に申込者に通知する。
- (3) 委員会の出席者は、原則として、委員長及び担当委員2名とし、申込者、協力事務所及びその関係者（以下「申込者等」という。）の出席は要しないが、必要に応じて出席することができる。
- (4) 委員会においては、部会で審査が終了した物件の担当委員2人が委員長に対して内容を報告し物件の評価を受けると共に、担当委員が作成した評価書の確認を受ける。（なお、これらに要する時間は1時間程度／件とする。）

部会の運営について

- (1) 部会の開催予定は、原則として2回／月、土曜日とする
- (2) 開始時間は、原則として9時からとする。
なお、開催案内（開催日、開催場所、時間等）は、事務局より事前に申込者に通知する。
- (3) 部会の出席者は、原則として、担当委員2名及び申込者等とする。
- (4) 部会においては、担当委員2名で審査を行う。（審査時間は、原則として、1時間程度／件とする。）
なお、部会での審査は2回／件とし、審査が終了したものは次回の委員会で評価を受けることができる。
- (5) 新規の申込み物件の担当者2名の決定は、部会で行うが状況により委員会で行う場合もある。

適用する規準、マニュアル等について

- (1) 診断等の基準は、（一財）日本建築防災協会発行の諸規準による。
- (2) マニュアルは、（一社）建築研究振興協会発行の「既存建築物の耐震診断・耐震補強設計マニュアル 2012年版」、「2015年版 耐震診断・改修のためのガイドライン」を使用する。また、「山口県建築物耐震診断等マニュアル」21年版を参考図書とする。
- (3) 特殊工法の場合は、認定書を添付するものとする。

評価対象建築物の対象地域、構造等

- (1) 対象地域は、全国とする。
- (2) 評価区分は診断、改修、総合の3種類とする。
- (3) 評価対象建築物の構造は、RC、SRC、S、CB（組積造）、Wとする。

報告書等の提出について

- (1) 報告書（資料）は、委員会又は部会で担当委員2名を決定するため、委員会、又は審

査を受けようとする部会の開催日の2週間前（担当委員の事前審査期間が2週間）までに、3部を事務局に提出（必着）する。

- (2) 2回目の部会に必要な報告書（資料）は、当日2部提出する。
- (3) 事務局において、委員会及び部会の開催計画を立てるため、早い時期に仮申込みをする。（FAX又はメールで可。申込書を代用）
- (4) 最終の報告書（資料）は事務局へCDにて1部提出する。

評価料について

- (1) 申込者が負担すべき経費は下表のとおりとし、委員会1回、部会2回の経費とする。ただし、部会で3回以上の審査を行った場合、3回目以降の経費は申込者が別途負担するものとする。
- (2) 構造、診断回数、階数に関係なく、延べ面積のみにより算定する。なお、耐震診断及び耐震改修設計もそれぞれ個別扱いとし一律同額とする。また、エキスパンションジョイントが設置されている場合は、それぞれ別棟の扱いとする。
- (3) 耐震診断と耐震改修設計の評価を同時に受ける場合（総合評価という。）は下表の1.5倍とする。
- (4) 耐震改修設計において特殊工法の場合の評価料は別途算定する。
- (5) 会員以外については、(1)及び(3)の額は30%アップとする。

延べ床面積 (単位：㎡)	評価料 (単位：万円)
～ 500 未満	24.0
500 以上 ～ 1000 未満	26.0
1000 以上 ～ 1500 未満	28.0
1500 以上 ～ 2000 未満	30.0
2000 以上 ～ 2500 未満	32.0
2500 以上 ～ 3000 未満	34.0
3000 以上 ～ 5000 未満	36.0
5000 以上 ～10000 未満	43.0
10000 以上 ～	50.0

※上記の評価料には消費税は含まれていない。